	第31回　定例総会議事録
1．日　時	令和8年10月14日（水）午後2時30分招集
2．場　所	市役所本庁舎8階　大会議室
3．出席委員 14名	1番　朝来野　清　　2番　大野　功二　　3番　平山　孝行 4番　齊藤　耕一　　5番　秋吉　和行　　6番　齊木　清範 7番　長尾　栄作　　8番　脇　文夫　　9番　筒井　昌一 10番　釘宮　修一　　11番　堀　誠　　12番　森﨑　智徳 13番　黒木　緑子　　14番　村上　枝里
４．欠席委員 0名	なし
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第31回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第31回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

	（異議なし）
議長	それでは、議事録署名委員に6番齊木委員、12番森﨑委員、書記は事務局の小野さんにお願いします。 では、議案の審議に入ります。 まず、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請　1番について、野津原地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番秋吉委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から北へ約500m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてカボスを栽培予定です。農機具は耕うん機、運搬機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約19a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	（質問・意見なし）
議長	なければ2番について、稙田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から南東へ約700m の距離に位置した農地であり、現地はハウスが建っており、草刈り管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてイチジク、ホオズキを栽培予定です。農機具は草刈機を5台、耕うん機を3台、ユンボを2

	台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.5ha となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ2ページ　3番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分雄城台高等学校から北東へ約800m の距離に位置した農地であり、現地は草刈り管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約32a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ4番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から北西へ約2.2km の範囲に位置した農地であ

	り、現地はモモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてモモ、ブドウを栽培予定です。農機具はスピードスプレイヤーを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約35a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ3ページ　5番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、宗方小学校から北東へ約200m の距離に位置した農地であり、現地は耕起されており、一部ウメが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてタマネギ、ハクサイ、ニンジンを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約5a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ4ページ　1番について、大南地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

13番黒木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から東へ約780m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてナス、トマト、キュウリ等の野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約19a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ2番について、大南地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターから南東へ約760m の距離に位置した市街化区域の農地であり、現地はジャガイモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてジャガイモを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機を各2台、マルチ張り機、管理機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3ha となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）

議長	なければ5ページ　1番について、坂ノ市地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から南東へ約900m の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてレンゲ、水稲を栽培予定です。農機具は草刈機を4台所有、トラクター、コンバイン、耕うん機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約17a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ2番について、佐賀関地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関中学校から西へ約100m の距離に位置した農地であり、現地は草刈り管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてブルーベリーを栽培予定です。農機具は草刈機を1台、剪定ばさみを1丁所有、耕うん機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約0.6a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	（質問・意見なし）
議長	なければ6ページ　3番について、佐賀関地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から南へ約2.6km の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は草刈機を5台所有、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約64a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	（質問・意見なし）
議長	なければ4番について、坂ノ市地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北西と南西へ約700m から1km の範囲に位置した農地であり、現地は腰丈程度の雑草が繁茂していました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地において水稲、ハーブを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有、耕うん機、田植機、バインダー、ハーベスター、草刈機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約35a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ、7ページ　5番について、佐賀関地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から北東へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地はカボス、ウメ、ミカン、ビワが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてウメ、カボスを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ8ページ　1番について、鶴崎地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番村上委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、広内公民館から南東へ約50m 及び北へ約90m の距離に位置した農地であり、現地はカボス等の果樹が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、隣接の宅地に転居予定の新規就農者であり、申請地のうち1筆ではカボス、スナップエンドウ、タマネ

	ギ、1筆ではカボスを栽培予定です。農機具はクワを3丁、草刈機を1台、カナを1丁所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ2番について、大分地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森﨑委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原川中学校から東へ約380m の距離に位置した市街化区域の農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてタマネギを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可とします。 次に、9ページ　第2号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成及び作成要請のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	9ページ　1番です。こちらは農地売買支援事業に該当します。農地売買支援事業とは、中間管理機構が売り手から農地を一旦買い上げたのち、買い手に売買するものになります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、ななせダムから北へ約1.1km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業の特例事業である農地売買支援事業の実施により、農地中間管理機構が農地を取得するものです。なお、農地を取得後は認定農業者に売り渡す予定です。 10ページ　1番です。同じく農地売買支援事業に該当します。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校から南へ約640m の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業の特例事業である農地売買支援事業の実施により、農地中間管理機構が農地を取得するものです。なお、農地を取得後は、農地所有適格法人である認定農業者に売り渡す予定です。 11ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分一地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約40a となります。 12ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通

	りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約78a となります。 13ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下徳丸地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にミツバを栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.2ha となります。 14ページ　1番です。こちらからは再設定になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。10年間の賃貸借権での再設定となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。10年間の使用貸借権での再設定となります。 15ページ　1番です。こちらは配分替になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主にイチゴを栽培する認定農業者で、申請地においてイチゴを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.3ha となります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）

議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、16ページ　第3号議案　非農地証明願について、事務局から報告してください。
事務局	16ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1999年頃から住宅敷地及び農業用倉庫として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から北西へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は住宅敷地及び農業用倉庫として利用されていました。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1984年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、JR 豊後国分駅から西へ約220m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。 17ページ　3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1981年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから東へ約0.6km の距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。 18ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1994年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

	2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1972年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から北東へ約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。 19ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は2020年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から西へ約560m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1965年頃から耕作放棄による山林・原野化、及び公衆用道路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北西へ約1.1km から1.4km の距離及び東へ約710m から910m の距離に点在した農地であり、現地のうち4筆は耕作放棄により山林・原野化、1筆は公衆用道路として利用されており、面積が小さいことから農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれました。 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は2001年頃から農業用施設及び宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、小佐井小学校から南へ約2.6km の距離に位置した農地であり、現地のうち1筆は農業用施設として、2筆は宅地として利用されていました。 20ページ　4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は2000年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小中学校から南へ約1.4km の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。 5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は2002年頃から耕作放棄により原野化及び駐車場として利用

	しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関小学校から南へ約300m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化及び駐車場として利用されていました。 21ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1967年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南東へ約3.1km の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。 次に、22ページからの　第4号議案　報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事務局	22ページから23ページです。農地法第3条の３の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で3件出ています。 24ページから26ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で7件出ています。

	27ページから30ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で41件出ています。 最後は、31ページから33ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で6件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	その他協議事項について、事務局から何かありますか。
事務局	議案についてはありませんが、閉会後に協議していただきたい内容がございますので、引き続きよろしくお願いします。
議長	それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第31回定例総会を閉会します。